



薩摩川内市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年8月

薩摩川内市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4
5	関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・	20
6	本市の全教職員へのアンケート調査結果・・・・・・・・	21

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市が目指す教育

薩摩川内市では、「ふるさとを愛し 心豊かにたくましく生きる 薩摩川内のひとづくり」を基本目標に掲げ、「よりよい自分をめざし、人間性豊かで創造的に生きる」、「自他ともに尊重し、よりよい社会づくりに主体的に関わる」、「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに尽くす」この三つを薩摩川内市が目指す教育の姿として、薩摩川内の人づくりを進めています。

方向性

そのような中、本市の未来を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の調和の取れた「生きる力」を身に付け、変化の激しいこれからの社会を大きな夢と希望を抱き、自信をもってたくましく生きていけるような教育を展開します。

質の高い教育につなげる業務の適正化の推進

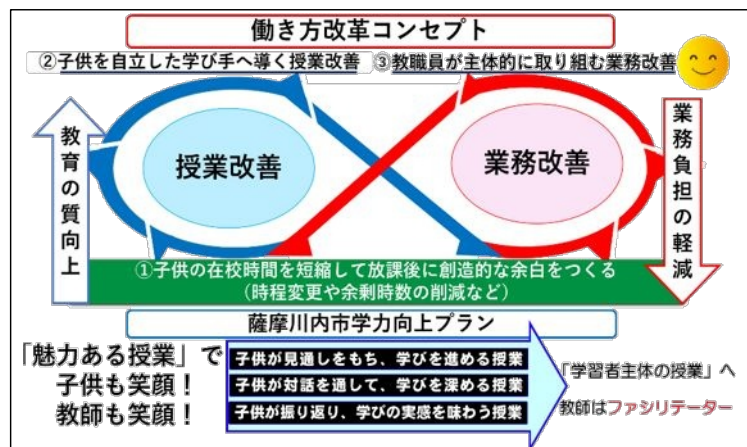
しかし、一方で学校における課題が複雑化・多様化する中、このような質の高い教育を展開するためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。そこで、令和7年6月の「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等」の一部改正を受け、全面改正された指針に基づき、教職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めていきます。具体的には、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」といった業務の3分類に基づくアンケート調査を本市の全教職員に実施(令和8年1月末)し、把握した職員や学校の実態に応じながら業務の役割分担や効率化などを図り、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進につなげていきます。(※ アンケート結果はP21～参照)

働き方改革を通じた魅力ある学校づくり

また、図1の働き方改革コンセプトにあるように児童生徒の在校時間を短縮して放課後に創造的な余白をつくることで、教師が子供を自立した学び手に導く授業改善と主体的に取り組む業務改善を一体的に取り組むことができるように支援していきます。そして、「薩摩川内市学力向上プラン」に基づく学習者主体の魅力ある授業づくりを通して、子供も笑顔、教師も笑顔になることができる魅力ある学校づくりにつなげていくことができるようにします。

まとめ

このような取組を通して、業務管理・健康確保につなげることで、教職員が「働きやすさ」や「働きがい」を感じることができるよう努めていきます。



【図1 働き方改革コンセプト】

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に、学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「薩摩川内市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和5・6年度は以下のとおりです。

【表1 令和6年度の時間外在校等時間の状況(月45時間以下の職員の割合)】

			市平均	県平均	比較
R6	上半期 4～9月	小学校	77.5%	78.6%	-1.1
		中学校	69.2%	68.1%	+1.1
	下半期 10～3月	小学校	80.6%	81.6%	-1.0
		中学校	72.9%	73.9%	-1.0

※ 小学校には、義務教育学校（前期課程）を含む。

※ 中学校には、義務教育課程（後期課程）を含む。

【表2 令和5・6年度の時間外在校等時間の状況(年360時間以下の職員の割合)】

		市平均	県平均	差
R5	小学校	57.0%	61.0%	-4.0
	中学校	40.2%	50.3%	-10.1
R6	小学校	59.6%	62.0%	-2.4
	中学校	50.1%	48.2%	+2.1

※ 小学校には、義務教育学校（前期課程）を含む。

※ 中学校には、義務教育課程（後期課程）を含む。

表1から一月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の職員の割合は、県平均と近い数値となっていることが分かります。また、表2から年360時間の職員の割合は、令和5年度から6年度にかけて増えていることが分かります。しかし、年360時間以上の超過勤務となっている職員（令和6年度 小学校40.4%、中学校49.9%）は、まだ一定数おり、業務改善を推進していく必要があります。毎月の勤務実態調査から、超過勤務となっている主な要因には、部活動指導や校務処理等が挙げられています。これらの現状から、部活動の地域展開の推進や校務支援員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との協働的な業務の取組の充実を図るとともに、各学校が実態に応じて校時表を工夫することによって、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出する早急な対応の必要性が見えてきます。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

令和六年度の本市の現状

現状を踏まえた計画の策定

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下（表 1～6）のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

【表 1 「1 箇月時間外在校等時間：45 時間以内」の割合について】

	薩摩川内市	
	目標値	令和 6 年度下半期
小学校・義務教育学校(前期課程)	100%	80.6%
中学校・義務教育学校(後期課程)	100%	72.9%

【表 2 「1 年間の時間外在校等時間：360 時間以内」の割合について】

	薩摩川内市	
	目標値	令和 6 年度
小学校・義務教育学校(前期課程)	100%	59.6%
中学校・義務教育学校(後期課程)	100%	50.1%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、「働きやすさ」と「働きがい」を実感できることを目指します。

【表 3 年次有給休暇について】

	薩摩川内市	
	目標値	令和 6 年度
平均取得日数	15 日以上	13.5 日

【表 4 学校職員の出産補助休暇等の取得について】

	薩摩川内市	
	目標値	令和 6 年度
出産補助休暇	100%	85.7%
産前・産後休暇（男性）	100%	60.0%

【表 5 ストレスチェックについて①】

	薩摩川内市	
	目標値	令和 7 年前期
高ストレス者の割合	10%以下	9.9%
健康リスクの値	80 以下	80.6

※ 高ストレス者とは、「心身のストレス反応」の合計点が12点以下の者または、「仕事のストレス要因」及び「周囲のサポート」の合計点が26点以下の者

※ 健康リスクの値とは、仕事の量的負担度、仕事の裁量度、上司や同僚の支援の数値を基に全国平均の100と比較して健康リスクを判定する値
(低い値ほど良好)

【表 6 ストレスチェックについて②】

「働きやすさ」と「働きがい」に関する項目		全国平均 (令和 7 年前期)	薩摩川内市 (令和 7 年前期)
1	職場の対人関係上のストレス(3-12)	6.3	5.7
2	職場環境によるストレス(1-4)	2.5	2.1
3	仕事の裁量度(3-12)	7.9	8.4
4	働きがい(1-4)	2.6	3.2

※ 4 項目とも全国平均以上を目標とします。※ () の数値は値の範囲

※ 項目 1、2 は数値が低いほど 項目 3、4 は数値が高いほどよい結果となります。

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（概要）

学校以外が担うべき業務	1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動 ・保護者、学校応援団、地域の見守り隊（地域ボランティア）等の協力による活動 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ・教育委員会、保護者の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ・学校給食費について、令和8年度以降の公会計化を検討 ・教材費等について、学校や地域の実態に応じたキャッシュレス化に係る情報提供 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ・教育委員会のコーディネーターによる対応 5 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ・教育委員会による支援、弁護士への相談 ・学校への留守番電話導入の検討
教師以外が積極的に参画すべき業務	6 調査・統計等への回答 ・校務支援システムの機能、オンラインフォーム等による回答、ICT支援員による支援 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ・ICT支援員による支援 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ・教育委員会と学校との連携による保守・管理、ICT支援員による対応 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ・プール管理の負担軽減、週休日等の使用者による体育館の施錠 10 校舎の開錠・施錠 ・特定の教職員に負担が集中しない施錠の分担 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ・校務支援員や保護者、地域ボランティアによる見守り活動 12 校内清掃 ・校務支援員や学校主事による用具管理、保護者や地域ボランティアによる協力 13 部活動 ・令和13年度の休日における部活動の地域展開に向けて施策の展開
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	14 給食の時間における対応 ・栄養教諭による食育指導、保護者の協力 15 授業準備 ・校務支援員、ICT支援員による支援、研修機会の確保 16 学習評価や成績処理 ・校務支援システム、自動採点技術等の活用 17 学校行事の準備、運営 ・地域ボランティアや学校応援団の協力、学校運営協議会での協議 18 進路指導の準備 ・校務支援システムの活用、校務支援員との連携 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ・特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職によるサポート

ア 学校以外が担うべき業務



1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

【学校運営協議会を踏まえた保護者や地域の取組】

各学校は、保護者や地域の方々の協力をいただきながら登下校時の見守りを行ってきています。今後、地域主体による見守り活動の安定的運用を目的として、学校運営協議会において登下校時の日常的な見守り活動について協議する場を設定します。そして、4月の第1回学校運営協議会には、本市教育委員会の担当者が参加（中学校区によってはオンライン参加）し、登下校時の見守り活動等の学校の働き方改革について趣旨説明を行います。そして、学校運営協議会での協議を基に、保護者、地域の見守り隊、地域ボランティアの協力をもらってシフト制を組み、児童生徒を見守る体制を整えます。

【必要な物品の整備】

学校は、見守り活動に必要な通学用の旗や危険箇所マップ等の必要な物品を確認し、見守り活動に参加する方々へ、確実に届くように情報を提供します。また、児童生徒の登下校の様子を共有し、今後の安全な登下校につなげる指導に生かしていきます。



2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

【教育委員会、保護者の対応】

本市では、教育委員会社会教育課が中心となり、時期や状況に応じて夜間の見回り活動を実施し、学校や関係機関と情報共有を行っています。今後、地域の防犯協会、自治会、警察署などとの協働体制を充実させることによって地域全体で青少年を見守る環境を確立していきます。また、補導後の初期対応、保護者への連絡、事案の性質に応じた指導や支援の実施などについて、教育委員会が学校を支援します。さらに、事案に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所等の専門機関と連携を図り、継続的に対応できるように学校を支援していきます。

【情報共有】

夜間見回り活動や補導対応において得られた情報は、学校と関係機関で適切に共有することにより、児童生徒の健全育成に役立てます。学校は、必要に応じて得られた情報の提供を受け、学校内での指導に生かすとともに、保護者とも連携して家庭教育で取り組むことについて、共通理解を図り、継続的に面談等を行っていきます。また、教育委員会は情報に基づき実態に応じた学校への支援を行っていきます。



3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

【地域の実情に応じた学校徴収金のキャッシュレス化】

本内容は、アンケート調査から改善を求める要望が多かった項目です。令和7年8月に実施した学校徴収金のキャッシュレス化に関する実態調査によると、導入に際して最も多く挙げられた課題は振込手数料等による保護者の負担増でした。また、学校規模や地域性の違い、小規模校における費用負担の問題、ICT環境の差異など、学校ごとに実態が大きく異なることも明らかになっています。したがって、学校給食費については、令和8年度以降の公会計化を検討します。また、教材費等については、各校の実態に応じてキャッシュレス化と現金による徴収・管理を学校が判断して選択できるようにします。キャッシュレス化の推進を選択した場合は、保護者の理解と協力を得ることが不可欠であり、学校と保護者との間で十分な協議を重ねることが重要です。保護者負担への配慮を欠いた一方的な導入は、トラブルや不信感を招きかねず、学校運営にも影響を及ぼす可能性があるため、丁寧な説明と選択肢の提示を行った上で導入を進めていきます。

【キャッシュレス化に係る情報提供】

学校徴収金管理システムに関しては、複数の代行サービス業者が存在しており、それぞれ手数料体系、サービス内容、導入コスト、保護者向けアプリの使いやすさなどに違いがあります。学校や保護者が比較・検討しやすい環境を整えるため、教育委員会は情報提供を継続して行います。



4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

【教育委員会による対応】

現在、本市教育委員会社会教育課に配置されているコーディネーターが、地域学校協働活動の総合的な窓口として機能する体制を整えています。具体的には、地域人材等との連絡調整については、学校職員が直接対応するのではなく、学校の要請を受けたコーディネーターが関係者との連絡・調整を行う仕組みができています。コーディネーターが学校の活動方針や地域人材に求める役割を整理したり、必要な情報を集約したりすることで、地域学校協働活動を円滑に進めるための体制が構築されています。地域学校協働活動に関する情報の視覚化を進めるため、コーディネーターは活動内容や課題、地域の人材状況などを定期的に整理し、学校と共有します。この情報を基に、学校は自校の課題に応じて必要な支援を適切に依頼することができ、地域側も自らの活動状況を把握しながら継続的な参画につなげることができます。



5 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【教育委員会の対応】

本内容は、アンケート調査から改善を求める要望が多かった項目です。学校現場で過剰な苦情や不当な要求が寄せられた場合には、学校が単独で対応を続けるのではなく、速やかに教育委員会が相談・報告を受け、学校と連携しながら事案の内容、背景、関係者の状況などを総合的に判断し、解決に向けた方針を示して継続的に支援を行います。今後、勤務時間外での対応を抑制するために、全学校への留守番電話の導入を検討します。

【関係機関及び弁護士への相談体制】

法的判断を伴う事案や、継続的・深刻化が懸念される事案については、教育委員会が弁護士に相談できる環境を整備しています。法律的根拠の整理、対応可能な範囲の明確化、保護者への説明内容の調整など、専門的知見の活用により、対応の適切性と公平性を担保します。事案の内容に応じて、鹿児島県教育委員会が配置するスクールロイヤーや教育事務所の学校支援専門官等に協力を依頼する体制も整備しています。スクールロイヤーは、学校現場における法的トラブルの相談・助言を専門に行う役割を担っており、複雑なトラブルへの対応、保護者との交渉方法の助言等、解決に向けて適切に学校を支援することができます。

イ 教師以外が積極的に参加すべき業務



6 調査・統計等への回答

【校務支援システムの機能の活用】

本内容は、アンケート調査から改善を求める要望が多かった項目です。校務支援システムの機能等を活用し、市から学校に発出される調査をオンラインフォーム等で実施できる体制を整備します。従来、教職員は紙やデータに記入した調査票を回収し、担当者が手作業や表計算ソフトで集計するケースが多かったですが、オンラインフォーム等を活用することにより回答入力から集計までを一括してシステム上で行えるようになります。これにより、集計作業にかかる時間が大幅に短縮されるだけでなく、入力漏れや記載内容の不一致といったヒューマンエラーの防止にもつながります。

【ICT支援員による操作支援】

校務支援システム等のオンラインフォーム等に不慣れな教職員に対しては、ICT支援員による操作支援という必要なサポート体制を整えることで、負担感を軽減しながらスムーズな導入を図っていきます。本市の全教育職員にLTEのタブレット端末が配備されており、教職員が直接アンケート等に回答することも可能です。



7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

【ICT支援員による支援】

学校の広報誌や学校便り等の制作、ウェブサイトの作成・管理について、行事の記録、写真編集、レイアウト調整、文章編集など、多岐にわたる作業が必要となります。また、ICT関係のトラブルで担当の教職員が解決できない場合、解決のために時間外在校等時間が増大するとともに、ウェブサイトの更新が停滞してしまうことケースがあります。トラブルを解決できず、ウェブサイトの更新が滞ると保護者・地域への情報提供が滞り、その結果、学校への問い合わせ増加するという悪循環を引き起こす可能性があります。そのような問題を解決するために、ICT支援員の専門的な知識やスキルが有効です。ICT支援員は、写真の整理・加工、広報紙のテンプレート化、ウェブサイト更新作業の補助など、教職員の負担が大きい作業を専門的に支援することができます。支援を受けることにより、教職員は広報の内容を考案することに専念し、技術的な領域をICT支援員が担当するという役割分担が可能となります。現在、ICT支援員は、月1回程度全小・中・義務教育学校に訪問しています。今後も引き続きICT支援員のサポートを受けることができる体制を継続していきます。



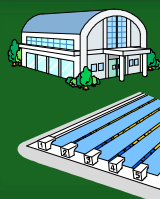
8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

【教育委員会と学校の連携】

本内容は、アンケート調査から改善を求める要望が多かった項目です。ICT環境の安定運用を図るため、教育委員会と学校が綿密に連携し、共通理解の下、保守・管理体制を構築します。学校は日常的な機器トラブルやネットワーク不具合の発生状況を確認し、教育委員会へ速やかに情報共有を行います。一方、教育委員会は学校からの報告を受け、必要に応じて原因分析や対応の優先度を判断し、適切なサポートを提供します。これにより、学校が個別に対応を抱え込むことを防ぎ、ICT整備の全体最適化を図ることができます。

【ICT支援員による対応】

月1回程度ICT支援員が全ての小・中・義務教育学校を訪問し、学校の要望に応じた支援を行う体制が整えられています。ICT支援員は、ホームページ更新に必要な技術的作業の補助、写真や文書データの整理、レイアウト調整、Webページの不具合への対応などを行い、教職員の労力を減らす役割を担っています。教職員は必要な内容の提供や方向性の確認に専念できるため、作業効率の向上が期待されます。また、ICT支援員の支援により、専門性を伴う作業の標準化が進み、学校ごとのICT活用に係る格差の解消につながります。



9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

【学校プールの管理】

本内容は、アンケート調査から改善を求める要望が多かった項目です。まず、学校プールの管理業務については、アンケート調査で、夜間におけるプールへの注水が課題として挙げられています。そこで、教育委員会教育総務課が、日中の水の使用に関して水道局と協議を行い、その結果を各学校と共有する体制を整えます。これにより、地域に応じた水の使用に関する基準や留意点が明確になり、無駄のない効率的な管理が可能となります。また、水泳学習開始前に必要なプール清掃については、従来教職員が担っていた業務を業者に委託することで、肉体的な負担の軽減と作業の専門性向上を図ります。この外部委託により、教職員は、教育活動に注力することができる。加えて、学校プールの消毒や水量管理については、担当係ではなく、複数の職員で連携して実施する体制を構築することにより、設備の安定した維持が可能となり、安全な学習環境の確保につながります。

【体育館の管理】

体育館の管理については、週休日等の利用時の施錠管理を利用者自身に任せるようにし、教職員が対応する仕組みを見直します。このことにより、休日出勤や時間外勤務につながっていた負担を軽減し、施設利用者と学校の役割分担を明確化することで、持続可能な管理体制を構築します。



10 校舎の開錠・施錠

【開錠・施錠の役割分担】

学校内で開錠・施錠の担当を複数名で分担し、日ごと・週ごとのローテーション制を導入するなど、業務負担が特定の教職員に集中しない仕組みを整備します。これにより、管理職が早朝から夜間まで対応を行う必要がなくなり、勤務時間の適正化や勤務間インターバルの確保にも寄与します。また、担当者を限定しないことで、急な欠勤や緊急対応が必要な場合にも柔軟な運用が可能となり、学校全体で安全管理体制を維持できます。

【施錠ルールの特明確化】

学校内の鍵の管理方法や施錠ルールの明確化を進めます。例えば、鍵保管場所の統一、最終退校者による施錠手順の共通理解、夜間利用団体とのルール共有など、学校ごとの運用を明確にし、誰でも適切に施錠を行うことができるようにします。



11 児童生徒の休み時間における安全への配慮

【校務支援員や保護者、地域ボランティアによる見守り体制の整備】

校務支援員や保護者、地域ボランティア等が休み時間に校庭や昇降口周辺等に立ち、見守りを行うことで、児童生徒の安心感が高まり、落ち着いた学校生活につながります。その際、安心して活動できるように、学校側は活動ルールや安全管理、緊急対応などについて丁寧に説明し、負担が偏らないように調整することが必要です。そのために、月ごとの当番制や短時間参加の仕組みなど、柔軟で無理のない体制を整えることが重要になります。実施に向け、学校運営協議会などを通して、保護者や地域の意見を取り入れながら持続可能な仕組みを構築していくことが求められます。また、実施に向けて安全面の観点から、腕章やビブス等を着用し、不審者との区別ができるような取組も必要です。



12 校内清掃

【校務支援員や学校主事による用具管理】

校務支援員や学校主事が、清掃用具の管理や整備、必要物品の補充を担う体制を整えることは、教師の負担軽減に最も即効性のある施策です。清掃用具の点検、ほうきや雑巾の交換、清掃場所の事前環境整備など、清掃に付随する準備作業は細かく時間を要するため、これらを校務支援員や学校主事が担うことで、教師は指導的役割に専念できるようになります。

【保護者や地域による支援】

清掃の時間帯は校内の多くの場所に児童生徒が分散し、滑倒事故や用具の誤使用などのリスクがあります。保護者や地域ボランティアが、昼休みから引き続き清掃時間まで廊下・階段・昇降口などの要所に立ち、安全確保を担うことで、教師が全ての場所を巡回する必要がなくなります。保護者や地域ボランティアに過度な負担がかからないように、月1～2回の短時間参加やスポット支援など、柔軟な関わり方を設定することが望ましいです。



13 部活動

【部活動の地域展開】

本内容は、アンケート調査から改善を求める要望が多かった項目です。本市では令和13年度中に、原則として休日に実施される全ての部活動の地域展開を実現する方針を掲げています。令和7年度の時点では、89部活動のうち21部活動が地域での受け皿に移行しており、今後も段階的に拡大することで教職員の休日負担を大幅に軽減する体制づくりを進めていきます。

【地域指導者の配置拡充】

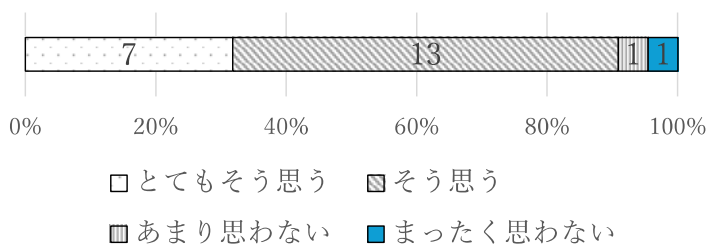
活動時間や運営方法の適正化を図りながら、地域指導者の配置拡充を計画的に進めます。地域指導者の確保は、部活動の地域展開を進めるための最も重要な要素であり、今後は地域スポーツ団体・文化団体との連携強化、指導者研修の実施、登録制度の整備など、多方面から体制づくりを行うことで、教職員に依存しない持続可能な部活動運営を実現します。

【部活動の運営】

部活動の運営にあたっては、「薩摩川内市部活動ガイドライン（令和2年3月）」に基づき、平日の活動は2時間程度、学校の休養日（週末等）は3時間程度とし、必要以上に長時間の活動を行わないよう明確に基準を設定しています。これに加えて、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日はそれぞれ少なくとも1日以上を休養日とすることが求められています。大会等で週末に活動した場合には、休養日を他の曜日へ振り替えることとし、生徒・教職員の双方にとって健康的な活動環境を維持できるよう配慮しています。

これらの取組を通じて、教職員の勤務時間の適正化と健康確保を図るとともに、生徒にとっても無理なく安全で、質の高い部活動環境の確保を目指します。部活動の地域展開は単に教職員負担を軽減する取組ではなく、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支える新しい仕組みとして、本計画の重要な柱となっています。

休日に地域指導者が指導に携わることによって、時間外勤務が改善された。



令和6年度「休日における部活動の地域移行」に係るアンケート調査結果から

休日の地域移行を行っている運動部を担当している教職員の90%以上が時間外勤務の改善につながったと感じています。

薩摩川内市
部活動の地域展開事業

あなたの経験を
子供たちに
地域指導者
大募集中
まずは人材バンクに
登録を！

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務



14 給食の時間における対応

【栄養教諭の食育指導、保護者の協力】

給食時間において、栄養教諭による児童生徒への食育指導を通して、食事マナーの指導、苦手食品への働き掛け、衛生管理に関する助言など、教師だけでは担いきれない支援が可能です。栄養教諭が学級を巡回し、児童生徒の食の状況を把握し、指導を行うことで、担任の負担が軽減され、より専門性の高い食育が実現します。また、担任だけでなく複数の職員が連携して、給食指導に当たすることで担任の負担を軽減できます。結果として、給食時間の負担軽減と食育の充実を同時に達成することが期待されます。ただし、栄養教諭は全ての学校に在籍していないことから、全ての学校で対応するために、年間を通じた計画的な実施が必要となります。また、学校行事として実施される「給食試食会」や「食育講座」などに合わせて、保護者が配膳補助や啓発活動に参加する仕組みを整えることは、教師の負担軽減と食育環境づくりの両面で有効です。また、保護者が栄養教諭と意見交換を行う場を設けることで、家庭での食習慣と学校給食の連携が深まり、児童生徒の食行動が改善する効果も期待できます。



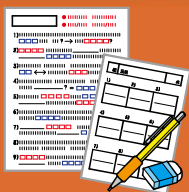
15 授業準備

【校務支援員、ICT支援員による支援】

授業の質を高めるためには、教材研究や指導方法の工夫など、教師が本来担うべき中核的な業務に十分な時間を確保することが不可欠です。しかし、実際には、プリントの印刷・整理、教材や教具の準備、ICT機器の設定やトラブル対応など、授業準備に付随する多くの事務的・作業的業務が教師の大きな負担となっています。市内全ての学校に校務支援員を配置し、プリントの印刷・ステープラー留めなどの加工、教材の準備やセッティング、教具の整備、ICT機器の準備の補助や初歩的な操作支援など、授業に向けた具体的な作業を担当する体制を整備します。これにより、教師は限られた時間の中で教材研究や児童生徒理解に基づく指導計画の作成など、教育の専門性が求められる業務に集中できるようになります。また、ICTの活用が進む中で、プロジェクターやタブレット端末の設定や活用などに不慣れな教師にとっても、ICT支援員の存在は授業準備の不安軽減につながり、教育活動全体の質の向上が期待されます。

【各種研修会で学ぶ機会の確保】

各教諭が自分の研修履歴の実態に応じて、管理職との面談を通じ、鹿児島県総合教育センターが実施している研修や本市が実施している研修会等に積極的に参加できるように管理職研修会で働き掛けていきます。このようにすることで、現在求められている「学習者主体の授業」の準備を進められるようにします。



16 学習評価や成績処理

【校務支援システムの機能の活用】

校務支援システムの機能を最大限に活用し、成績データの入力、集計、分析を効率化します。従来、教師が個別に行っていた入力や計算、学期末の集計などをシステム上で自動化することで、作業時間を大幅に削減できます。さらに、評価結果と指導内容の紐づけ、学習状況の可視化、学年・学級間のデータ共有などもシステム上で一元的に管理できるため、評価の質向上にもつながります。

【自動採点技術の活用】

自動採点技術の活用により、採点作業そのものの負担軽減を図ります。タブレット端末やアプリを活用した自動採点は、正誤判定の迅速化だけでなく、採点ミスの防止にも効果があります。児童生徒の回答傾向を即時に分析し、指導改善に生かすことができる点も大きな利点です。こうしたデジタル技術の導入は、単なる作業軽減にとどまらず、評価の精度向上や指導の質的改善にもつながります。



17 学校行事の準備、運営

【保護者への協力依頼】

保護者の協力は、学校行事の円滑な実施につながります。運動会や学習発表会などの準備・後片付け、会場設営補助、受付業務など、負担が集中しがちな作業に保護者が参加することで、教師の作業量を大幅に軽減することができます。また、保護者の視点を生かした改善提案や地域との橋渡しの役割も期待でき、学校行事の質の向上にもつながります。

【地域ボランティアや学校応援団の協力、学校運営協議会での協議】

地域ボランティアや学校応援団の存在は、学校行事における支援体制の強化に不可欠です。地域の高齢者や地域団体などによるボランティア活動は、会場誘導、駐車場整理、安全確保、展示物作成等の幅広い作業を担うことができます。学校応援団は、普段から学校活動を支えている地域組織として、行事においても積極的に協力し、学校と地域の連携を深める役割を果たします。これらの協力により、負担が教師に集中しない持続可能な行事運営が可能となります。さらに、学校運営協議会は、コミュニティ・スクールとしての機能を生かし、行事運営における役割分担の検討や課題の共有、必要な支援体制の調整を行う重要な場です。協議会において、地域のニーズや人的資源を踏まえた支援体制について協議することで、学校行事の準備・運営を学校と地域が共同で担う仕組みを構築できます。特に、行事の在り方や規模の見直しなど、業務改善に向けた視点を共有することで、教師の働き方改革にもつながります。



18 進路指導の準備

【校務支援システム等の活用】

進路に関する各種調査や、アンケートの実施、各種資料の作成においては、校務支援システム等を活用してオンライン化を図ります。デジタル化により自動集計が可能となり、記入内容の確認作業も効率化されます。また、データが蓄積されることで、年度を超えた傾向分析が容易になり、より根拠のある進路指導へつなげることができます。

【校務支援員との連携】

進路資料の準備においては、校務支援員等と連携し、資料の印刷・整理・配布といった作業を分担する体制を整えます。また、高校情報や説明会案内など、最新情報の収集・整理については、教育委員会と学校が連携し、地域全体で共有できる仕組みを構築することで、個々の教師が独自に情報を収集する負担を軽減します。技術の導入は、単なる作業軽減にとどまらず、評価の精度向上や指導の質的改善にもつながります。



19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

【特別な支援を必要とする児童生徒への対応】

本内容は、アンケート調査から改善を求める要望が多かった項目です。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、必要に応じて特別支援教育支援員を配置し、学習や生活面での具体的な支援を行う体制を整えます。支援員は、授業中の個別支援、移動や活動時の補助、環境調整など多面的な役割を担い、教師と連携しながら児童生徒の自立を促す支援を行います。これにより、教師が一人に対応する負担が軽減され、指導計画の改善や児童理解に時間を充てることが可能となります。また、特別支援教育支援員の存在は、児童生徒が安心して学習活動に取り組む環境づくりにもつながります。さらに、作業療法士等の外部専門家の知見を学校現場に取り入れることが、より適切な支援体制の構築と教職員の負担軽減につながります。今後、特別支援教育支援員の配置の充実に加え、作業療法士の確保や派遣の在り方についても、関係機関と連携しながら研究を進めていきます。

【生徒指導上の支援が必要な児童生徒への対応】

生徒指導上の支援が必要な児童生徒および家庭への対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携が不可欠です。これらの専門職は、心理的支援、家庭環境の課題把握、福祉的支援の調整など、教師だけでは対応が難しい領域を担う役割を有しています。必要に応じて家庭訪問を行い、保護者との面談や関係機関との連絡調整を行うことで、課題の早期発見と適切な支援につながります。また、担任や学校と継続的に情報共有を行うことで、児童生徒の状況を多面的に把握し、学校全体で支援に取り組む体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

1085以下

1 授業時数の見直し

【授業の質の向上につなげる時間確保】

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、各学校が、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、見直しを行う必要があります。授業時数の見直しは単に「減らす」ことが目的なのではなく、授業の質の向上と子供の主体的な学びを支えるための時間確保が本質となります。過密な授業時数の設定は、教職員にとっては教材研究の時間を奪い、児童生徒にとっても負担になる可能性があります。



2 日課表の工夫

【授業の質の向上につなげる時間確保】

学校現場では、長年続けてきた慣習的な活動が、実際には教育的効果よりも教職員の負担となっているケースも少なくないです。各学校は、これらの活動を精査し、必要性や効果を検証した上で整理・縮小・廃止を含めた見直しを図ることが求められています。例えば、清掃活動において、活動の意義を保ちつつ、清掃にかかる時間を適正化したり、曜日ごとに頻度を調整したりするなど、実態に応じた柔軟な改善を検討します。こうした取組は、教育内容の充実を維持しながらも、学校全体の時間的余裕を生み出す効果が期待でき、本来注力すべき指導・支援の時間の確保につながります。

12:20	#	給食指導 (歯磨きタイム5分間)				勤務時間	12:00
13:05	#	昼休み(休憩)				0月～金 8:15～	12:45
13:50	#	V	V	V	V	16:45O土 8:15～	13:30
14:35	15	帰りの会 (クリーンタイム)	帰りの会 (クリーンタイム)・移動	職員休憩	帰りの会(クリーンタイム)・移動	12:05 ※クリーンタイム・・・ 教室のごみ拾いや簡単な掃除、整理整頓をする時間。	14:15
14:50	#	15:00～	VI 授業クラブ		VI VI	※月曜日が祝祭日の場合、フッ化物洗口は基本的に火曜日の朝に実施する。	14:30
15:35	10	職員研修 職員会議	移動・準備	15:10～	移動・準備		15:15
	60	1.企画委員会 2.職員研修 3.職員作業 4.職員体育	教材研究	各種委員会 教材研究	各種委員会 教材研究		15:25
16:45							16:45

【例】小学校での取組

帰りの会での
クリーンタイム(ゴミ拾い等)

児童下校後の休憩時間

教材研究の時間の確保



3 保護者との連絡(児童生徒の欠席連絡等)

【欠席連絡等のオンライン化】

欠席連絡の受付は電話対応が中心であり、朝の忙しい時間帯に短時間で大量の電話が集中することで、管理職や担任をはじめとする教職員の負担が増大する状況が常態化しています。欠席連絡のオンライン化によって、朝の電話対応がほぼなくなることで、担任や管理職が授業準備や業務に専念できる時間を確保でき、教育活動全体の質的向上が期待できます。加えて、欠席理由や特記事項がデジタルデータとして残るため、情報の正確性と蓄積性が向上し、健康観察や出席管理の精度が高まります。電話の場合、聞き取りの困難さや転記ミスが起きやすいが、オンライン入力であればそのリスクを軽減することができます。



4 会議時間の縮小

【目的に応じた時間設定】

従来の学校の会議では、45分や60分などの一定時間を枠として設定し、内容の多寡にかかわらず会議を進めるケースが見られました。今後、議題の量と重要度に応じた時間設定を行い、会議時間の縮小に努める必要があります。具体的には、学校の各担当は、会議前に提案内容をデジタルデータとして共有し、教職員が事前に目を通せる状態にします。当日の紙媒体での資料配付や会議中の読み合わせは、時間を浪費する要因であるため、会議においては説明時間を最小限に抑え、協議に集中できる時間として設定します。例えば、短時間で済む内容であれば会議自体を15分や20分で終えて業務全体の効率性を高めるようにします。



5 学校運営協議会での協議

【地域と学校を結ぶ学校運営協議会】

学校の働き方改革を進める上で、教職員だけで対応できることには限界があります。地域、保護者、関係団体など多様な主体が学校運営に参加することにより、学校業務の適正化と教育の質の向上を同時に実現します。地域と学校を結ぶ学校運営協議会において、学校以外が担うべき業務や地域協働による業務を具体的に協議する場を設定します。学校運営協議会は、保護者・地域代表が学校の実情を直接把握できる場であり、教職員の負担状況や具体的課題を共有しながら、協働の方向性を見いだしていきます。欠席連絡のオンライン化、会議時間の短縮、業務の外部委託など、学校の働き方改革は保護者・地域の理解があつてこそ進むものです。そこで、各中学校区における第1回の学校運営協議会では、教育委員会の事務局から、学校の働き方の意義と必要性について説明を行います。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。



1 ストレスチェックの実施

【年2回の実施】

まず、年1回の実施が義務付けられている一般のストレスチェック制度に対し、教職員を対象に年2回実施することは、業務繁忙期が年度内に複数存在する教育職の特性を踏まえたものです。学期末や行事前など、一定期間に負担が集中することで心身の不調が顕在化しやすいため、年1回では実態把握が十分でない可能性があります。年2回の実施により、時期に応じたストレスの変動をより正確に捉え、早期に支援につなげることが可能です。本市全体の結果については、年2回の総括安全衛生委員会で報告します。（令和7年度ストレスチェック実施率 前期94.2% 後期95.4%）

【集団分析結果に基づく職場環境改善】

ストレスチェックは単に個々の教職員の健康状況を把握する手段にとどまらず、学校組織全体の職場環境改善につながるデータを得る機会でもあります。集団分析を行うことで、特定の校務分掌における負担の偏りや、組織コミュニケーションの課題、勤務環境のストレス要因などを客観的に把握できます。これにより管理職は、業務再配分や校務効率化、人間関係環境の改善など、エビデンスに基づく業務量管理施策を講じることができます。

【個別の結果に基づく教職員への支援】

年2回のチェックと面接指導の仕組みを組み合わせることで、メンタルヘルス不調の早期発見に加え、「未然防止」を強化することができます。特に高ストレス者に対しては、産業医による面接指導の実施や、必要に応じた勤務軽減、業務量の調整などの措置を迅速に講じることが重要です。さらに、メンタル不調に至る前段階の「中程度のストレス状態」の教職員にも適切な支援を行うことで、深刻化を予防する取組が可能です。加えて、年2回の実施は教職員自身の「セルフケア意識の向上」につながります。チェック結果を定期的に振り返ることで、自身のストレス傾向や変化に気づきやすくなり、日常生活の調整、相談行動、上司とのコミュニケーションなど、主体的な健康管理にまでつながります。また、学校全体としてストレスチェックを重視する姿勢を示すことで、心理的安全性が高まり、職員間でヘルスケアに関する相談や協力が促進される効果も期待できます。さらに、健康確保の観点からは、ストレスチェックの実施と併せて、結果を踏まえた組織的フォローアップが不可欠です。例えば、教職員の業務量把握、時間外勤務の抑制策、ICT活用による業務効率化、校務支援員等の外部人材の積極的活用など、多面的な対策と連動することで、教職員の健康と福祉の確保がより実効性を伴うものになります。



2 時間外在校等時間の把握と事実に基づく対応

【時間外在校等時間の記録】

まず基本となるのは、月45時間・年360時間以内という一般的な長時間労働抑制の基準を踏まえ、教育職の業務特性を考慮しながら、学校単位で時間外在校等時間の状況を継続的に把握する体制を整えることです。勤務実績を正確に記録し、教職員個々の負担傾向を早期に把握することで、過重労働の兆候を見逃さず、必要な措置を迅速に講じる基盤が形成されます。また、教職員自身が自己の勤務状況を振り返り、適切にセルフケアを行うための教育・研修も重要です。「自分の働き方を自覚し、必要時に相談する文化」を醸成することで、過重労働を未然に防ぐ効果が期待できます。加えて、管理職には働き方改革を推進するリーダーシップが求められ、教職員が安心して休暇を取得し、過度な負担を抱え込まない職場環境を構築する役割があります。

【月45時間を超えた場合の管理職の対応】

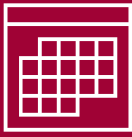
時間外在校等時間が一定の水準に達した場合には、負担軽減のための具体的対応を段階的に実施します。月45時間を超え始める段階では、管理職による業務内容の整理・優先順位の明確化、会議の簡素化、校務分掌の見直し、定型業務のICT活用など、業務効率化による改善策が求められます。また、この段階でも管理職が教職員本人との対話を行い、業務の状況や心理的負担の有無を確認することが重要です。

【月80時間を超えた場合の管理職の対応】

月80時間に近づく、またはこれを超えた場合には、より強い対策が必要になります。過労死ラインとも言われる水準であり、健康障害のリスクが急激に高まるため、学校管理職は該当教職員に対して必ず面談を実施し、勤務軽減や時間外勤務抑制のための個別措置を講じることが求められます。産業医による面接の実施、休暇取得の促進、複数職員によるチームでの対応、業務の再分配など、状況に応じて多面的な支援体制を整えます。

【学校の状況に応じた教育委員会による支援】

さらに、長時間勤務が継続する背景には、個々の教職員の業務量だけでなく、学校組織全体の構造的課題が存在することが多いです。そのため、時間外在校等時間のデータを集团的に分析し、校務分掌の負担偏在、行事準備の過密化、特定の学年・教科への負担集中などの要因を特定し、組織の業務改善につなげることが不可欠です。教育委員会が、管理職への面談を通じて把握した実態に応じて、学校とともに業務の平準化や働き方の見直しを検討することで、個々の教職員への過度な依存を防ぎ、組織として持続的な健康確保体制を整えていきます。



3 年次有給休暇等の取得促進

【年次有給休暇の取得目標】

教職員は、授業や生徒支援などの対人業務が中心で、業務負担が高まりやすい環境にあります。そのため、適切な休息を確保することはメンタルヘルス維持や業務パフォーマンスの向上に直結します。しかし、令和6年度は、薩摩川内市の教職員の平均年休取得日数は13.5日であり、本計画ではこれを15日以上へ引き上げることを目標とします。

【年次有給休暇の取得に向けての環境整備】

年次有給休暇の取得を実現するには、制度を整えるだけでなく、実際に取得しやすい環境整備が不可欠です。教育委員会は、夏季休暇等のまとまった休暇期間における計画的な取得を働き掛け、長期休業中に年休をまとめて取得できるよう、学校に働き掛け、心身のリフレッシュを図ることができるようにします。また、働き方のメリハリをつけ、教職員が休みづらさを感じない環境をつくります。年休を取得しやすくするためには、誰かが休んでも学校運営に支障が出ない体制づくりが必要です。複数の職員で対応することで、負担の偏りを避ける仕組みを構築します。これらの取組を通して、年次有給休暇の取得日数が増えるようにしていきます。

【男性の出産や育児に関する休暇制度】

出産や育児に関する休暇制度は、教職員がライフステージの変化に安心して向き合い、職場を離れる必要があるときに十分な支援を受けられるようにするために欠かせません。本計画では休暇取得に関する目標を示しています（P3）。現在は、男性の産前産後休暇の取得率が60.0%に留まっており、改善が急務です。管理職による休暇取得の積極的な働き掛けを行うとともに、対象者に対し制度内容を丁寧に説明し、次のような方法で取得を遠慮させない組織文化をつくります。

○ 休暇取得者の業務代替体制の整備

教職員間の協力体制構築により、休暇取得による業務負担の偏りを防ぎます。

○ 出産・育児期にある教職員への相談体制の強化

不安や悩みを相談しやすいように、学校管理職や教育委員会で支援窓口を充実させます。

○ 働きやすい職場環境の醸成

妊娠期や育児期の教職員に過度な負担がかからないよう、勤務時間の調整や配慮を行い、支え合う職場文化を育てます。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

本計画に基づく業務量管理・健康確保措置を着実に推進していくためには、教育委員会、学校、関係機関、そして保護者や地域が互いに連携し、継続的に実態を把握しながら改善を図る仕組みを構築することが重要です。まず、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況については、毎月、出退勤管理システムを用いて精緻に把握し、その結果を学校と教育委員会で共有します。また、毎年度、市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会や総合教育会議において定期的に報告し、取組の成果や課題、改善の方向性を共有します。

時間外在校等時間や健康確保に関する各目標の達成状況については、定量的なデータに基づき検証します。特に、長時間勤務となっている教職員が存在する学校については、教育委員会が早期に状況を把握し、聞き取りや指導、必要な改善支援を速やかに実施します。業務の持ち帰りが課題となっている場合には、学校の勤務環境の見直しや業務の再分担を含め、年度途中であっても改善が図られるよう働き掛けます。

各学校に対しては、本計画の趣旨と内容の浸透を図るため、管理職研修会等の様々な機会を捉えて周知を行います。また、管理職のマネジメント力向上に向けた研修を実施し、効果的な校務マネジメントが展開されるよう教育委員会として支援します。

そして、各学校は、管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会での協議なども踏まえ、学校全体で働き方改革の推進に取り組む体制を確立させた上で、業務の3分類に基づく取組を進めていくことになります。その際、保護者や地域の理解と協力は不可欠です。したがって、学校運営協議会で地域や保護者に対して、学校が担う業務の見直しの方向性を丁寧に説明するとともに、地域で担うべき役割や協働が期待される具体的な項目について周知します。これにより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を適切に分担しながら、児童生徒を支える持続可能な仕組みを構築します。

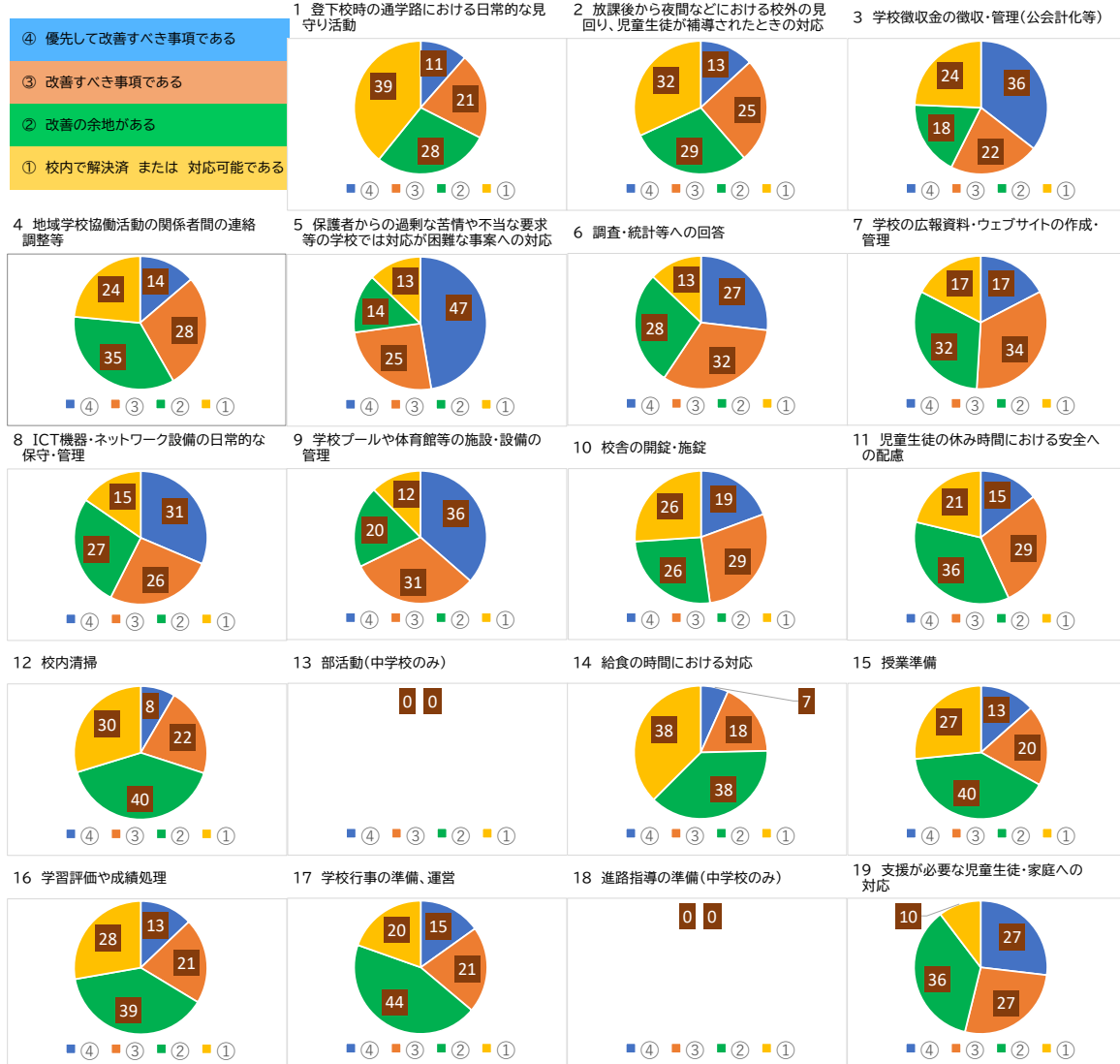
さらに、本市で一体的に取り組んでいる行事等についても次のように見直しを進めています。まず、本市の重点項目として、各中学校区で取り組んでいる「魅力ある小中一貫教育」においては、実態に応じた取組を充実させるために、研究公開の在り方を変更します。具体的には、これまで毎年担当校区で授業公開を伴った公開研究会を位置付けていましたが、各中学校区が協議して、取組の成果を伝えることに適した還元の在り方をオンデマンドによる研究公開や紙面発表等から選択できるようにします。次に、本市で実施している小学校陸上記録会は、甕島圏域の学校も含めて合同で開催していましたが、時数の確保や移動の負担を解消するために、令和8年度から甕島の学校は甕島で開催するように変更します。このように、市の行事についても、児童生徒や教職員にとってよりよい真に価値のある内容や方法にするよう検討を行っていきます。

以上のような取組を継続していくことを通して、本市の働き方改革を着実に進め、教職員の健康確保と業務の適正化を図りつつ、児童生徒に質の高い教育を提供する環境を整備していきます。

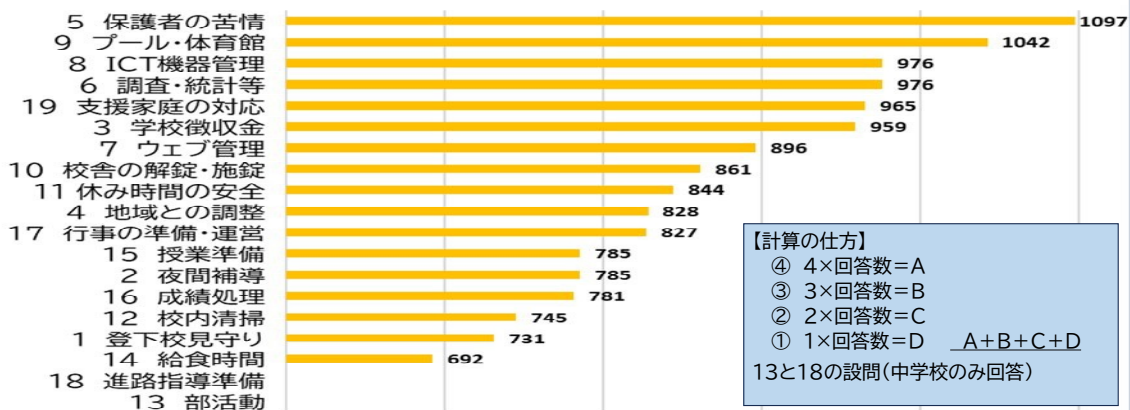
6 本市の全教職員へのアンケート調査結果

薩摩川内市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画アンケート【全小・義務教育学校(前期)】

【対 象】 小学校 23校 義務教育学校 1校 計24校
【回 答 数】 小学校・義務教育学校(前期) 357人
【調 査 期 間】 令和8年1月26日(月)～ 令和8年1月30日(金)

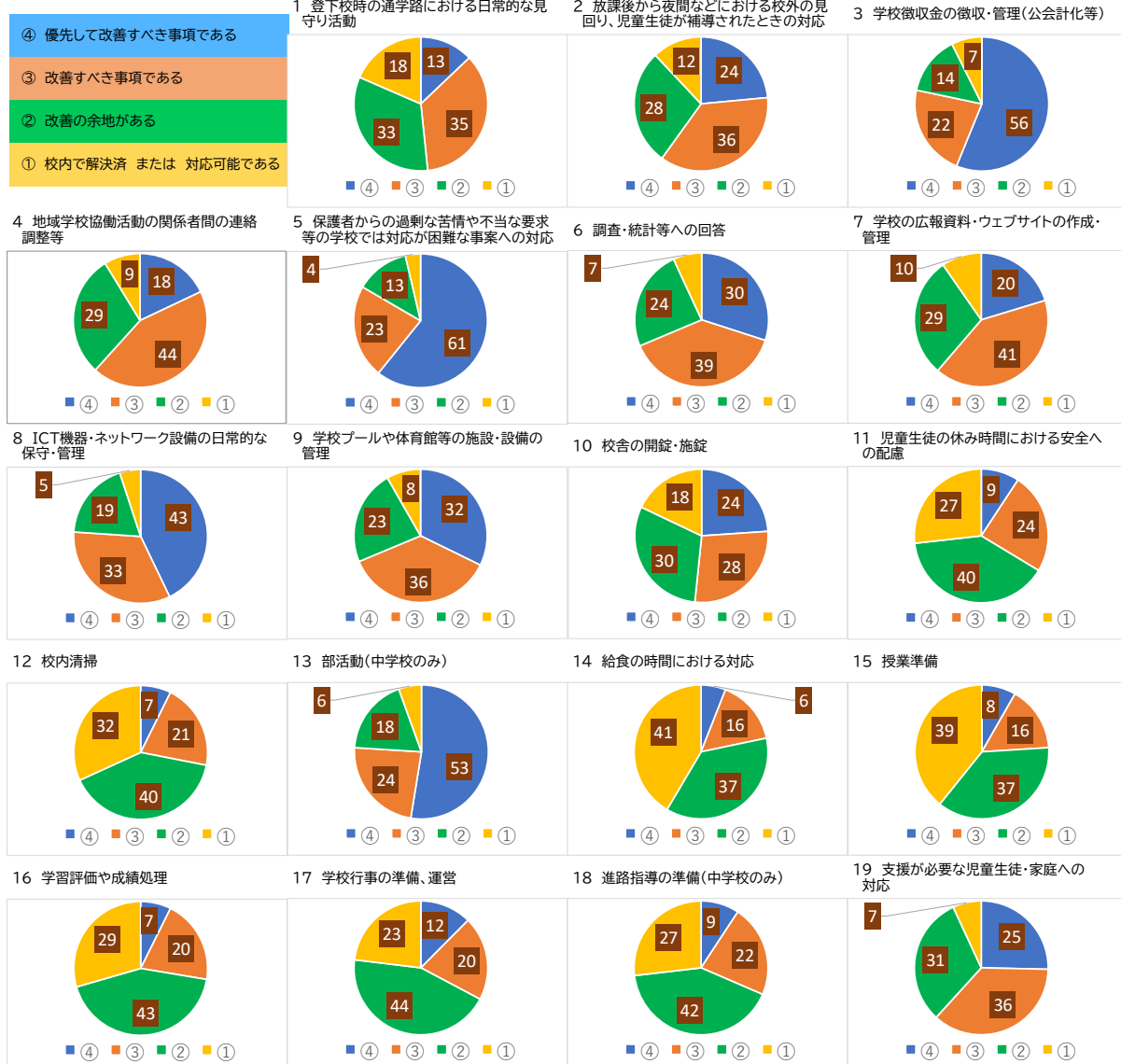


薩摩川内市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置 実施計画アンケート(全小・義務教育学校)



薩摩川内市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画アンケート【全中・義務教育学校(後期)】

【対象】 中学校 10校 義務教育学校 1校 計11校
【回答数】 中学校・義務教育学校(後期) 217人
【調査期間】 令和8年1月26日(月)～ 令和8年1月30日(金)



薩摩川内市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置 実施計画アンケート(全中・義務教育学校)

